

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 衆議院議員の定数削減

衆議院議員の定数を三百三十六人とし、そのうち、小選挙区選出議員の定数を二百四十人、比例代表選出議員の定数を九十六人とするものとする。 (公職選挙法第四条第一項関係)

第二 平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成等

一 衆議院議員選挙区画定審議会による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成は、当該国勢調査の結果に基づいていわゆるアダムズ方式により都道府県別定数を計算すること等により行わなければならないものとする。

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律附則第二条第二項関係)

二 一の改定案の勧告に基づく区割り改定と同時に定められる衆議院比例代表選出議員の各選挙区の議員数は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づいてアダムズ方式により得られる議員数とするものとする。 (衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律附則第三条関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則関係)